

(関連資料 2 指定管理者制度及びセンター概要)

指定管理者制度

公の施設の管理について、地方自治法が改正(平成15年6月13日公布、15年9月2日施行)され、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が新たに導入されました。この「指定管理者制度」の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来の「管理委託制度」では、地方公共団体が委託できる受託者は、地方公共団体や法人で政令の定めるもの(地方公共団体の1/2出資法人等)等に限定されていました。しかし、新たに導入された「指定管理者制度」では、指定管理者の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、NPO法人等の法人その他の団体(個人は含まれません。)も公の施設の管理を行うことができるようになりました。

また、従来は制限されていた施設使用許可等の行為についても、目的に照らして指定管理者が自ら行うことが可能となり、事業者の創意工夫が大きく活かされるようになりました。

三重県総合文化センター指定管理者公募の概要

1 施設概要

三重県総合文化センターは文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター「フレンテみえ」、県立図書館によって構成される「複合型文化施設」です。このうち図書館を除く施設について指定管理者が管理運営します。

開 館 平成6年10月

住 所 三重県津市一身田上津部田1234

敷地面積 62,224㎡

延床面積 46,305㎡

(文化会館棟 29,415㎡、生涯学習棟 11,763㎡、男女共同参画棟 5,127㎡)

2 指定期間(予定)

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補者を選定します。